

平成21年度
から

自動車税・自動車取得税の減免制度が変わります



東京都では、障害者手帳等をお持ちの方などが所有（取得）する自動車について、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、平成21年度に減免制度を下記のように改正します。

なお、構造上専ら障害者のために利用される「車いす移動車」や「入浴車」については、引き続き全額減免となります。

改正のポイント

減免額に上限を設定します

これまで自動車税・自動車取得税を全額減免としてきましたが、減免額の上限を自動車税については45,000円、自動車取得税については課税標準額300万円相当分までとし、上限を超える場合には上限額との差額分を納付していただきます。

代替取得時の減免を見直します

自動車を取得し自動車取得税の減免を受けた場合、当該年度内は、買い替え等による新たな自動車の取得に対する自動車取得税の減免は受けられません。

自動車税

納付額の例（自家用乗用車の場合）

総排気量	減免額	納付額
1ℓ以下	29,500円	納付額なし (全額減免)
1ℓ超1.5ℓ以下	34,500円	
1.5ℓ超2ℓ以下	39,500円	
2ℓ超2.5ℓ以下	45,000円	
2.5ℓ超3ℓ以下	45,000円	6,000円
3ℓ超3.5ℓ以下	45,000円	13,000円
3.5ℓ超4ℓ以下	45,000円	21,500円
4ℓ超4.5ℓ以下	45,000円	31,500円
4.5ℓ超6ℓ以下	45,000円	43,000円
6ℓ超	45,000円	66,000円

自動車税のグリーン化と減免上限額

平成13年度の地方税法改正により、自動車の環境に及ぼす影響に応じた税制（グリーン化税制）が創設されました。この税制は、環境負荷の小さい自動車は自動車税の税率が軽減（概ね25%又は概ね50%）され、環境負荷の大きい自動車は自動車税の税率が重くなる（概ね10%）仕組みとなっています。

この税制の適用を受ける自動車で、適用後の税額が減免上限額を超える場合は、その超える額を納付していただきます。

新規登録をした場合の月割税額の減免上限額

自動車を新規登録した場合の当該年度の自動車税（登録の翌月から3月までの月数分）の減免上限額は、45,000円の月割額（100円未満の端数は切り上げ）となります。

例えば、9月に新規登録した場合、45,000円の6か月分である22,500円が上限となります。

総排気量2.5ℓ超3ℓ以下の自家用乗用車を9月に新規登録した場合

月割額
(6か月分)
25,500円

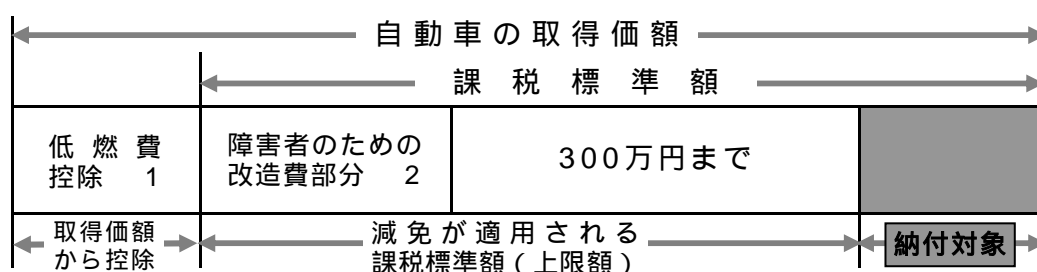
減免額
22,500円



納付額
3,000円

自動車取得税

納付額の例



課税標準額が320万円(改造費なし)の自家用乗用

課税標準額
320万円

× 税率
5%

- 上限額
300万円

× 税率
5%



納付額
1万円

- 1 低燃費車特例の適用車種に限ります。
- 2 障害者の方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算します。

代替取得時の減免の見直し

自動車を取得し、自動車取得税の減免を受けた場合、当該年度内は、買い替え等による新たな自動車の取得に対する自動車取得税の減免は受けられません。

ただし、盗難等特別な事情がある場合は、当該年度内であっても再度減免を受けられます。

実施時期(予定)

自動車税 平成21年度課税分から
自動車取得税 ... 平成21年4月1日取得分から



《お問い合わせ先》

東京都主税局課税部課税指導課自動車税係 03(5388)2954